

令和元年度消防庁補正予算(案)

令和元年12月
消防庁

I 大規模水害等に対応するための緊急消防援助隊の装備の充実

3.6億円

高機能な救命ボート、水上オートバイ、拠点機能形成車等の車両や資機材の整備により、頻発する水害等への対応能力を充実強化

- ・ 高機能救命ボート（15台） 1.7億円
- ・ 水上オートバイ（6台） 0.2億円
- ・ 情報収集活動用ドローン（15台） 0.5億円
- ・ 拠点機能形成車（1台） 1.3億円



【台風第19号の際のドローンの活用】



【高機能救命ボート】

II 消防大学校における訓練の充実強化

0.9億円

火災事案への対応力を養う訓練体制の充実強化のため、消防大学校において新型実火災体験型訓練施設を整備

III 消防庁ヘリコプターの復旧

19.7億円

台風第19号により、点検整備中であった消防庁ヘリコプター 1 機が機体を損傷する被害を受けたため、着実に復旧

IV 防災行政無線の戸別受信機の導入促進

4.2億円

戸別受信機の配備が進んでいない市町村を対象に無償貸付による配備の支援を行うなど、導入を促進

V Jアラート等の機能強化

5.8億円

噴火速報に関する情報伝達の充実など、住民に緊急情報が伝えられるよう機能を強化

VI その他

1.0億円

台風第19号の際に消防組織法に基づく消防庁長官の指示により出動した、緊急消防援助隊の活動費を負担

※計数は四捨五入しているため、計が一致しないところがある。

大規模水害等に対応するための緊急消防援助隊の装備の充実

【令和元年度補正予算(案)】 3.6億円

【概要】

最近の台風被害等を踏まえ、機能性の高い救命ボートを整備するとともに、救命ボートでの活動が困難な場合にも、迅速かつ効果的な救助活動を展開するため、頑丈な船体と機動性・操作性に優れた水上オートバイを整備

また、大規模災害時における迅速な情報収集体制を構築するため、情報収集活動ドローンの整備を行うとともに、緊急消防援助隊の現場活動を支援するための後方支援車両として、拠点機能形成車を整備

【事業内容】

○高機能救命ボート
15台 1.7億円

○水上オートバイ
6台 0.2億円

○情報収集活動用ドローン
15台 0.5億円

○拠点機能形成車
1台 1.3億円



【高機能救命ボート】



【情報収集活動ドローン】



【水上オートバイ】



【拠点機能形成車】

消防大学校における訓練の充実強化

【令和元年度補正予算(案)】 0.9億円

【概要】

近年の消防職員の火災経験の減少や、最近も相次ぐ消火活動中の消防職員の殉職事案に鑑み、火災進展状況や緊急退避の判断力を養う訓練を充実する観点から、消防大学校において新型実火災体験型訓練施設を整備し、消防学校教官等の教育訓練指導者に対する訓練体制を強化することにより、全国的に実践的な訓練の普及を推進

【イメージ図】

従来施設と合わせて2基体制により訓練
可能人数を増強、安定的運用



ロールオーバー

・フラッシュオーバー(瞬間的・爆発的燃焼が発生する現象)の前兆現象。
火災燃焼段階で、燃焼していない可燃性ガスが発生するが、燃焼条件が満たされることにより、炎が天井をなめるように急激に広がる現象

消防庁ヘリコプターの復旧

【令和元年度補正予算(案)】 19.7億円

【概要】

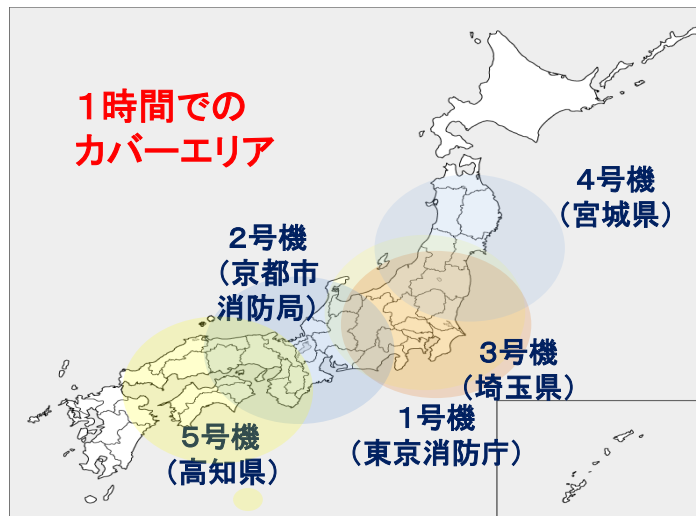
令和元年10月13日、点検整備中であった消防庁ヘリコプター5号機が、台風第19号により機体を損傷

消防庁ヘリコプターは、大規模災害時に災害実態を迅速に把握し、緊急消防援助隊の的確な出動要請・指示を行うために必要不可欠であるため、早期に復旧

【事業内容】



【被災した消防庁ヘリコプター(5号機)の状況】



【消防庁ヘリコプターによるカバー状況】

【実施のスキーム】

消防組織法第50条に基づく国有財産等の無償使用により行う。

<消防組織法>

第五十条 総務大臣又はその委任を受けた者は、緊急消防援助隊の活動に必要があるときは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十九条において準用する同法第二十二条及び財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第九条第一項の規定にかかわらず、その所掌事務に支障を生じない限度において、その所管に属する消防用の国有財産(国有財産法第二条第一項に規定する国有財産をいう。)又は国有の物品を、当該緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対し、無償で使用させることができる。

防災行政無線の戸別受信機の導入促進

【令和元年度補正予算(案)】 4.2億円

【概要】

台風第15号による長期停電等により屋外スピーカーが使用できない場合があったこと等を踏まえ、戸別受信機の配備が進んでいない市町村を対象に無償貸付による配備の支援を行うとともに、実機を用いたデモンストレーションを行うなど、その導入を促進

①ブロック別研修会の実施

・実際に事業を担当する通信・システム部内の職員を集め、戸別受信機の配備に必要な具体的な手順などについてブロック別の研修会を実施

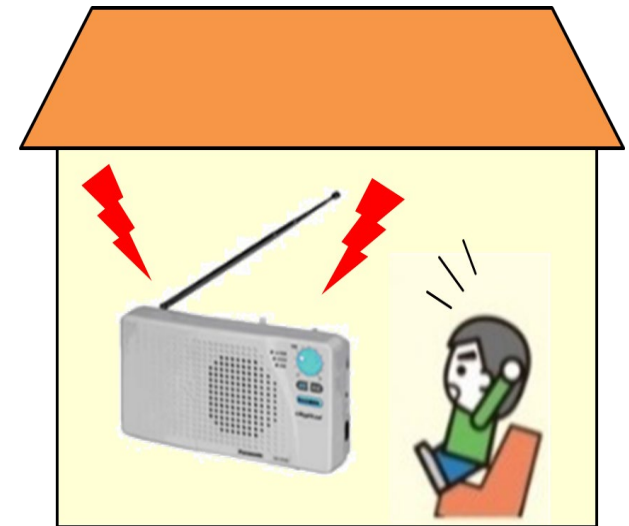
②未配備市町村への個別訪問・モニター

・戸別受信機が未配備の市町村を個別に訪問し、実機を用いたデモンストレーションを行うとともに、10戸程度の実証配備によるモニター利用を実施(訪問対象:防災行政無線は整備しているが、戸別受信機を配備していない219市町村のうち、今後の配備見込みが低い市町村を想定)

③配備が進んでいない市町村への無償貸付

・戸別受信機の配備計画を策定する市町村に対して、無償貸付により配備を支援(現在の配備数が少ない市町村を中心に選定)
・併せて、対象市町村に自主配備計画を策定させ、それを参考に消防庁として全国向けのガイドラインを策定

【イメージ図】



【戸別受信機】

Jアラート等の機能強化

【令和元年度補正予算(案)】 5.8億円

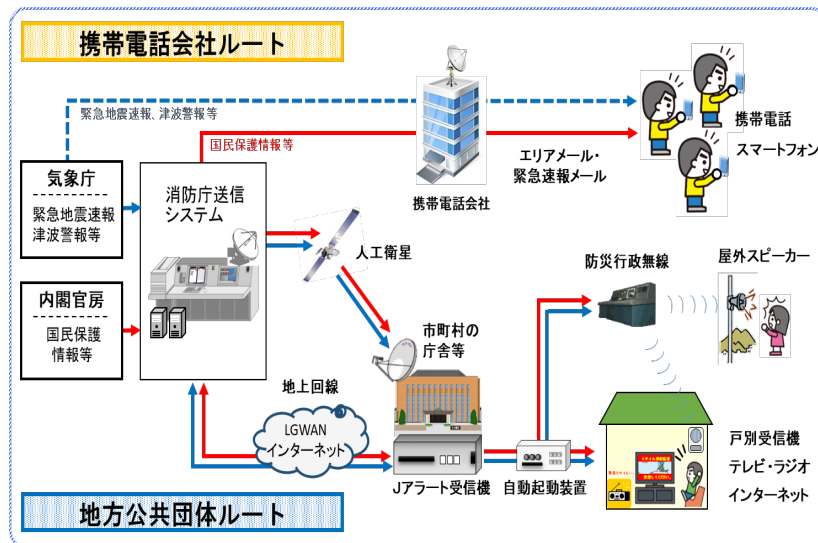
【概要】

Ｊアラートの更改に際し、地方公共団体等のニーズを踏まえ、噴火速報に関する情報伝達の充実など、より分かりやすく、住民に緊急情報が伝えられるよう機能を強化。あわせて、災害情報等の集約・共有等に必要な消防庁のシステムを整備

【事業内容】

- ・Jアラートの機能強化 4.6億円
- ・消防庁所管システムの最適化 1.2億円

【イメージ図】



本要覧についての問い合わせ先：総務省：印務局 〒100-8827 東京都千代田区霞が根2-1-2 電話 03-5258-5111(代表)
Copyright© 2011 Fire and Disaster Management Agency. All Rights Reserved.

【Jアラート】

【消防庁所管システム】